

## 第20 警報設備（危政令第21条）

### 1 自動火災報知設備

危省令第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次のとおりとする。

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) 前(1)に定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

### 2 非常ベル装置、拡声装置及び警報

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第項の基準の例によること。